

社会福祉法人ポプラ会 評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポプラ会定款第8条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 職務に基づく出張の場合、当法人が定める旅費規定より費用を支弁するものとする。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1 費用弁償の額 日額 1,000円

附 則

この規程は、平成29年6月3日から施行する。